



宮 崎 県 公 報

令和6年3月4日(月曜日) 第488号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改
正する規則……………(福祉保健課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (") 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧…(循環社会推進課) 2
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (") 2
- 保安林の指定 (2件) ……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定の解除予定…………… (") 3
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (") 3
- 令和6年度における建設工事等の特定調達契約

頁

- に係る競争入札参加資格等……………(管理課) 3
- 道路の区域の変更 (4件) ……………(道路保全課) 4
- 道路の供用の開始 (3件) …………… (") 4
- 道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (") 5

公 告

- 飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産振興課) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (") 6
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 6

警察本部公告

- 令和6年度警察官A(男性)採用共同試験、警
察官A(女性)採用試験及び警察官A(情報工
学)採用試験の実施……………7

規 則

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県民生委員の定数に関する規則(平成27年宮崎県規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。	宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西都市</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>椎葉村</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	定数	[略]		西都市	88人	[略]		椎葉村	17人	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西都市</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>椎葉村</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	定数	[略]		西都市	87人	[略]		椎葉村	16人	[略]	
市町村	定数																								
[略]																									
西都市	88人																								
[略]																									
椎葉村	17人																								
[略]																									
市町村	定数																								
[略]																									
西都市	87人																								
[略]																									
椎葉村	16人																								
[略]																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
長谷川 梓 訪問鍼灸院みこと	日向市梶木町1丁目57番1	令和5年11月30日

宮崎県告示第 105号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社エコ・リサイクルセンター

延岡市川島町1220番地5

株式会社エコ・リサイクルセンター 代表取締役 吉岡直彦

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

延岡市川島町 903番88の一部、903番90の一部、903番92の一部、903番94の一部、903番 496の一部、903番 497の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- (1) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- (2) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- (3) 金属くず
- (4) ゴムくず
- (5) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

5 申請年月日

令和5年5月29日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県延岡保健所並びに延岡市生活環境課

(2) 期間
令和6年3月4日から令和6年4月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間
令和6年3月4日から令和6年4月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

宮崎県告示第 106号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
小林市野尻町東麓字永畑1494番7、1494番8、1494番9の一部、小林市野尻町東麓字飛矢1514番の一部、1514番1、1514番2、1515番、1516番の一部、1517番、1519番1の一部、1521番1、1521番2、1523番、1546番2、1546番19の一部、1546番20の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

宮崎県告示第 107号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日向市大宇富高字打折木2936-3、2936-12、2936-13

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字打折木2936-12・2936-13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 108号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字から谷4755-1（次の図に示す部分に限る。）、4756-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字から谷4755-1、4756-2 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 109号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5695-1 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 公衆の保健
3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 110号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5695-1 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 111号

令和6年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年宮崎県規則第69号) 第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) 並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
(1) 建設工事 (建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第2条第1項に規定する建設工事をいう。)
(2) 測量 (測量法 (昭和24年法律第 188号) 第3条に規定する測量をいう。)

(3) 建設コンサルタント業務 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第 184号) 第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。)

(4) 地質調査業務 (地質調査業者登録規程 (昭和52年建設省告示第 718号) 第2条第1項に規定する地質調査をいう。)

(5) 補償コンサルタント業務 (補償コンサルタント登録規程 (昭和59年建設省告示第1341号) 第2条第1項に規定する補償業務をいう。)

(6) 建築設計業務 (建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第2条第7項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第1項に規定する設計等の業務をいう。)

2 競争入札参加資格

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に關する要綱 (平成20年宮崎県告示第 369号。以下「要綱」という。) に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第5条に規定する申請書等 (以下「申請書類」という。) を持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時 (土曜日、日曜日及び祝日並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。午前8時30分から午後5時まで) 受け付ける。

(3) 競争入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7176

なお、申請書類は、県庁ホームページ (しごと・産業>公共事業・建築・土木>建設業>入札参加資格>令和6・7年度の入札参加資格審査申請について (WTO随時認定)) の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

競争入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、競争入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和8年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年10月以降に予定している令和8・9年度の入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者 (この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っ

ている者を含む。)は、同じ業種の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 112号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	222号	都城市安久町3841番3地先から同市同町3841番3地先まで	旧	29.5～31.8	21.6
				新	30.2～34.0	21.6

宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字上平野甲2248番1から同市同町加納字大入甲2198番4地先まで	旧	10.7～54.5	378.4
				新	8.0～54.5	378.4

宮崎県告示第 114号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
47	県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字仁田山1712番1地先から同郡同町同大字同字1735番3地先まで	旧	10.7～21.3	81.1
				新	10.7～21.3	81.1

宮崎県告示第 115号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
106	県道	大倉田財部線	都城市関之尾町6583番4地先から同市同町6583番4地先まで	旧	29.4～30.2	37.9
				新	36.7～37.5	37.9

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	県道	222号	都城市安久町3841番3地先から同市同町3841番3地先まで	令和6年3月4日

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
47	県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字仁田山1712番1地先から同郡同町同大字同字1735番3地先まで	令和6年3月4日

宮崎県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
106	県道	大倉田財部線	都城市関之尾町6583番4地先から同市同町6583番4地先まで	令和6年3月4日

宮崎県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町3841番3地先から同市同町3841番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月19日

宮崎県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字仁田山1712番1地先から同郡同町同大字同字1735番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月19日

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

製造事業場等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
ヤマエ食品工業株式会社 都城市	同左	醤油粕	令和5年9月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、ナトリウム	無

南日本くみあい飼料株式会社 日向工場 日向市	同左	尾鈴豚友Cクランブル	令和5年10月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい飼料株式会社 日向工場 日向市	同左	宮崎はまゆう仕上CM	令和5年10月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社科学飼料研究所 日向工場 日向市	同左	ビグラッシュ2	令和5年10月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社科学飼料研究所 日向工場 日向市	同左	ビグラッシュ3	令和5年10月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	母ごのみ	令和5年12月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	和牛みなみ経産肥育用	令和5年12月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、南浦土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐伸久	延岡市熊野江町2046番地1
理事	甲斐幸元	延岡市須美江町 420番地
理事	佐藤一彦	延岡市須美江町 850番地1
理事	長尾 猛	延岡市熊野江町1320番地1
理事	坪田元晴	延岡市熊野江町72番地
理事	阿部典之	延岡市熊野江町2326番地
監事	長野博文	延岡市須美江町 178番地
監事	萱野孝二	延岡市熊野江町2480番地2

（任期：令和8年5月15日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	阿波野和利	延岡市熊野江町2475番地1
理事	甲斐幸元	延岡市須美江町 420番地
理事	甲斐伸久	延岡市熊野江町2046番地1
理事	佐藤一彦	延岡市須美江町 850番地1

理事	長尾 猛	延岡市熊野江町1320番地1
理事	坪田元晴	延岡市熊野江町72番地
監事	長野博文	延岡市須美江町 178番地
監事	萱野孝二	延岡市熊野江町2480番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、南浦土地改良区（延岡市）から令和5年11月8日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和6年7月7日（日曜日） 午前10時10分から午後5時20分まで	令和6年9月15日（日曜日） 午前11時から午後4時まで
木造建築士試験	令和6年7月28日（日曜日） 午前10時10分から午後5時20分まで	令和6年10月13日（日曜日） 午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール

3 受験申込み

受験申込みは、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和6年4月8日（月曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話 050-3033-3822）まで問い合わせること。

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（ https://www.jaeic.or.jp/ ）	令和6年4月1日（月曜日）午前10時から令和6年4月15日（月曜日）午後4時まで

4 受験手数料

18,500円

5 その他

その他の詳細については、宮崎県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第1号

令和6年度警察官A（男性）採用共同試験、警察官A（女性）採用試験及び警察官A（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年3月4日

宮崎県警察本部長 平 居 秀 一

--	--